

(様式2)

教育委員会（**議案**・報告）第 5 号

（所 管）学校管理部 学校給食課

件 名	堺市学校給食センター条例の施行期日を定める規則の制定について
提 案 理 由	堺市学校給食センター条例（令和 6 年条例第 40 号）の施行期日を定めるため、本件を提出するものである。
議案（報告）の 概要又は要旨	制定の趣旨 堺市学校給食センター条例の施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とする本規則を制定するものである。
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ☒ 上記案により、公布する。 ☐ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 ☐ その他（ ）

議案第 5 号

堺市学校給食センター条例の施行期日を定める規則の制定について

堺市学校給食センター条例の施行期日を定める規則を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 26 日
堺 市 教 育 委 員 会
教 育 長 関 百 合 子

堺市学校給食センター条例の施行期日を定める規則

堺市学校給食センター条例（令和 6 年条例第 4 0 号）の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。